

平成 27 年（2015 年）版 体系別 司法試験・予備試験 短答 過去問集 民法 I
誤植訂正表

2015 年 4 月 10 日

スクール東京

ページ	該当箇所		変更前	変更後
	問題番号	場所		
252	司法 26-9	ア肢 解説 2 段落目	解除後の第三者は、177 条により登記で決する。なぜなら、解除の結果、解除権者への復歸的物権変動を観念できるため、B を起点として、A と C は、二重譲渡類似の関係に立つといえるからである。そして、本肢では A に登記がある。その結果、177 条により A が C に優先するため、C に抹消登記請求ができる。	解除後の第三者は、177 条により登記で決する。なぜなら、解除の結果、解除権者への復歸的物権変動を観念できるため、A を起点として、B と C は、二重譲渡類似の関係に立つといえるからである。そして、本肢では C に登記がある。その結果、177 条により C が B に優先するため、B は、C に抹消登記請求が できない 。